

三徳山三佛寺所蔵木造勝手権現像について

1 はじめに

奈良文化財研究所では現在、鳥取県の三徳山三佛寺の歴史資料調査をおこなっている。その際、三徳山の勝手権現に関する文献史料が存在することを知った(釈文⑤)。そのことにつき2010年に米田良中住職と話をしたところ、住職より、宿坊輪光院の屋根裏にあった勝手権現像を、現在宝物殿の収蔵庫に納めている旨のご教示を得た。そこで2011年から神像の調査を実施した。また、2012年8月に、三朝町の吉水医院の協力を得て、胎内のファイバースコープ調査も実施した。その結果、騎馬の神像が2軀あること、それぞれ胎内銘があり、室町時代の作であることなどがあきらかとなった。一方、この2軀の神像は2012年9月におこなわれた三朝町教育委員会の調査によっても注目され、同月に三朝町により記者発表がなされた。さらに、2014年には子守権現甲冑騎馬像・勝手権現騎馬像として三朝町指定有形文化財に指定されるに至っている。本稿では、これらの像に関する奈文研の調査成果を公表するとともに、若干の検討を試みる。

2 神像2軀の概要

木造男神騎馬像(A像) 1軀は着甲して馬に跨る像である(図I-66)。寄木造、玉眼、彩色仕上。ヒノキ材と思われる針葉樹材製。彩色の残りが良いため、構造の詳細は不明。両肘より先、両膝より先は別材。布貼錆漆胡粉下地に彩色を施す。髪、眉、まつ毛、髭を墨彩、口唇に朱彩を施す。像を裸形につくり、衣装を着せて甲冑をまとういわゆる裸形着裝像の一種である(図I-67)。両肘より先、両膝より先を欠失。甲冑は脛当を除き欠失する。錦製衣装は近年の後補。像高63.8cm、総高127.5cm。

馬はヒノキと思われる針葉樹材による寄木造、玉眼、彩色仕上。頭部は前後2材、頸部左右2材、体幹部左右2材を寄せる。脚部それぞれ別材、膝より先別材、両耳別材とし、鬣(タテガミ)は別製のもの植える。足柄は鉄製別材とし、各々全長約30cmの刀剣状の鉄板を膝付近まで差し込む。玉眼水晶脱落、左耳脱落、鬣・尻尾脱落。布貼、錆漆、胡粉下地の上に彩色を施す。全長96.2cm。



図I-65 勝手権現御弓箱

本像は、馬頭部内に墨書銘がある(釈文①)。10行目は干支から大永3年(1523)とみてよい。ここから本像が、三徳山浄土院の栄禅を願主として、仏師定泉法眼が大永3年に製作した像であることが判明する。

勝手権現騎馬像(B像) もう一方の像は立烏帽子を被り、筒袖の衣と袴を着し、両手に持物を執って馬上に跨る神像である(巻頭図版2)。寄木造・玉眼・彩色仕上。ヒノキ材と思われる針葉樹材製。頭部は2材に割刳ぎ襟元で差首とする。体幹部は前後2材を基本とし、両肩先に別材を寄せる。両脚部別か。両手先別、烏帽子別。布貼錆漆・胡粉下地彩色仕上。肉身部は体色、髪・眉・髭・衣は墨彩、袴は水色に桐文を置く。彩色剥落、持物欠失するほか状態は良好(図I-68)。像高100.2cm、総高151.8cm。馬は寄木造・玉眼・彩色仕上。ヒノキ材か。彩色の下地が堅牢に残り構造の詳細は不明。A像の馬と大略同様であろう。柄は鉄製。馬具別製。全長96.8cm。

神像後頭部材内面には墨書銘がある(釈文②(1))。また、馬胎内にも墨書銘を確認したが、馬の胎内には木の葉・植物繊維や文書片が詰め込まれており、全文の釈読は困難である。三朝町の吉水医院のご協力によりファイバースコープで観察し、および奈文研写真室中村一郎の工夫により、ある程度は判読できた(釈文②(2))。墨書銘から本像は、仏師帥が天文11年(1542)に制作した勝手権現像であること、造立には夏安居の修行僧や、A像にもみえる栄禅が関与していたことが知られる。

勝手権現御弓箱 付属品として、武器を納めた細長い木箱が存在している。箱蓋の表には「勝手権現御弓箱」、裏には「天明四年^{甲辰}三月吉日」と墨書がある。箱は縦135.8cm、横17.4cm、高さ11.2cm、中に刀3口・弓1張・矢6本・箆1腰を納める(図I-65)。刀の1口には茎に「信吉」と陰刻銘があり、弓には金泥で表に「天□二寅 三月吉日 真崎 亦右衛門」裏に「奥多(後欠)」とある。また矢は4本に銘がある。1本は金銅製飾り鏃をもち、「天明二壬寅三月吉日 奥多庄兵衛尉昌良」の金泥銘。他は黒漆銘で「真崎亦右衛門」銘が2本、「奥多庄兵衛」銘が1本ある。箱書きにあるように、勝手権現像の持物として寄進されたものであろう。



図 I-66 男神騎馬像 (A像)



図 I-67 男神像 (A像)



図 I-68 勝手権現像 (B像)

3 伝 来

上記の銘文から、2 軀とも16世紀前半の制作であること、さらに、B像が勝手権現像であることも判明する。一方のA像は尊名不詳で、最近「子守権現甲冑騎馬像」の名で三朝町の有形文化財指定を受けた。着甲騎馬像であることを根拠に勝軍地藏とみて、子守権現の本地・地藏菩薩の一変容ととらえたようなのだが、関係史料も見出されたので、それらをふまえて検討してみたい。

当研究所の歴史資料調査で第1函2号とした、慶応4年(1868)の三徳山諸堂社について記した史料には、投入堂・愛染堂に続き、子守宮(現地藏堂)・勝手宮(現文殊堂)に関する記述がある(積文④)。これによると、三徳山の勝手権現は着甲騎馬で弓箭をもつ姿として記述されており、それはA像に適合的である。

また『続三朝町誌』(三朝町1968)の264頁には、廃仏毀釈時の話として次のようにある。「三徳の文殊堂に勝手権現といって乗馬姿の木像が安置されていた。衆議の結果は「神像」ということになり、^{なる}平神社に祀ることになって、そこに納められていた。その後、大正十五年に至って三徳村内の神社合併が実現されることになり、平神社は片柴の北野神社(いま三徳神社)に合併した。その時に、三徳山の住職であった能勢範竜から、さきの神仏分離の際に平神社に納めた勝手権現を、返却するよう強い要求があった。そのため乗馬姿の勝手権現は再び文殊堂に祀ることになったということである」。ここから、

勝手宮(現文殊堂)にあった勝手権現が、明治維新の際に麓の平神社におろされ、大正15年(1926)にまた三徳山に戻されていることが判明する。

さらに今回、北野神社前宮司の故大坂順一氏所蔵史料の、住職が所持するコピーを閲覧することができた。明治時代の神社の記録である。その平神社・勝手神社の項には勝手権現の記載がある(積文⑤)。ここからは、神像についてつぎのことが判明する。明治時代、平神社の境内社だった勝手神社に、勝手神と祭神不詳神の2神が、三徳山からおろされて安置されていた。勝手神は武装し、軍神として敬われていた。祭神不詳神は桓公(菅公)であるとの伝承があった。そして史料の筆者は、祭神不詳像を、天保14年(1843)に阪本村坂本神社から三徳山に納入されたという、傷んだ旧像ではないかと推定している。ここにみえる勝手神は積文④の勝手権現のことだろう。そしてそれは現在のA像で、祭神不詳像がB像だと考えられる。

以上から、また、吉野曼荼羅でも勝手権現が着甲像で描かれている点からも、Aの甲冑を着した騎馬像こそが、前近代に勝手宮(現文殊堂)に祀られていた、勝手権現像そのものだと判断される。一方B像は、幕末・明治には桓公(菅公)とも考えられていたが、今回の胎内銘の確認により、この像も勝手権現として造像されたことが明確になった。積文⑤では坂本神社の旧像の可能性を考えている。しかしB像にも三徳山の栄禅等が関与していることを考えれば、A像同様、元来三徳山に安置されていたと考えるべきだろう。勝手権現像を16世紀に、裸形甲冑像と着衣像と、異なる姿で表現していることは興味深い。



図 I-69 木造男神坐像

また、B像の馬の胎内は鼠の巣になった時期があり、枯れ草や落ち葉等が詰め込まれているが、そこに中世の法華経の断簡も存在していた。現在調査中なので詳細な報告は控えるが、それらは納経堂伝来の經典（『三徳山』米田範真編、1965年、53・57頁）と同様の小写経である。この点、納経堂伝来の法華経奥書には、永徳3年（1383）に子守宮で書写したという奥書をもつものがある（同上）。子守宮、そしてB像が安置されたとおぼしい勝手宮が、写経の場として用いられた可能性が考えられる。またB像の銘文（釈文②）からは、夏安居の修行僧が造像に関与していることが判明する。これも、勝手宮が修行の場だった可能性を考えさせる。

4 類例の考察

神像2軀の銘にみられる仏師についてはそれぞれ同人の作が三佛寺内に残されており注目される。あわせてここで紹介しておきたい。

定泉法眼 木造男神坐像（図I-69）は冠を戴き、袍・指貫を着し、沓を履き、腹前で拱手して笏を執って坐す。一木造、彫眼、素地。ヒノキと思われる針葉樹材製。頭頂から地付まで堅一材より彫出し、樹心を右前方にはずす。鼻孔を穿つ。冠幘頭部、笏は別材。眉・眼・髭を墨描、冠・髪を墨塗りし、口唇に朱を用いる。像底地付外周部を朽損するほかは、保存状態は概して良好。冠の纓、笏を欠失する。像背面に墨書銘あり（釈文⑥）。

墨抹部分は判読できないが、この銘により本像は永正17年（1520）、京仏師定泉法眼によって制作されたことが知られる。定泉についてはいまのところ他に作例が知られないものの、本像に続いて3年後に裸形着甲のA像が三佛寺住侶によって注文されており、両者の深い関係がうかがえる。

※⑥⑦は『三徳山とその周辺（改訂版）』にも釈文掲載。

廿四日

天文拾五年五月

山城国之住 帥

地藏菩薩佛師

子守殿御本尊

伯州三徳山三佛寺

⑦木造地藏菩薩坐像底墨書銘

開眼供養也

于時永正十七年庚辰霜月一日

子守鎮守護法也云々

如来垂迹也

積迦牟尼

佛師平安城六条洞院

勅願寺定泉法眼

榮海金剛

宝林坊

奉施入大願主当山浄土院之住

⑥木造男神坐像「図I-69」

仏師帥 木造地藏菩薩坐像は円頂とし、袈裟を通肩にまどって裳を着し、円形頭光を負い、左脚を踏下げて蓮台上に坐す。両手屈臂、左手宝珠、右手錫杖（亡失）を執る。一木造、彫眼、素地仕上。ヒノキ材か。両肩先、両肘先、両手先、脚部、左膝より先、右足先、持物、台座、光背それぞれ別材。頭部墨彩、眉・眼・唇に彩色を施し、白毫に胡粉痕が残るほかは素地を露出する。両耳の直上に白毫と同じ高さの位置で錐穴が打たれ、造像の際に目印とされた錐点の可能性があり注目される。像底に墨書銘があり（釈文⑦）、これにより、本像が天文10年（1541）に仏師帥によって制作されたことが知られる。同様に、同日付仏師帥作の木造男神坐像2軀も当寺に伝来している¹⁾。いずれも勝手権現騎馬像（B像）の前年に仏師帥によって造られたことになる。さらに地藏像については「子守殿御本尊」と記すので（釈文⑦）、釈文④に子守宮に地藏があるという記載とあわせ、注目に値する。

5 おわりに

上記から、旧勝手宮の神体（A像）と、ともに祀られた勝手権現像（B像）とが確認できたことになる。数少ない勝手権現像の貴重な作例である。勝手地藏との関連などは、さらに考えるべき課題だろう。また釈文⑤には「会式」に神人が甲冑姿で参加することがみえるが、これは三徳山で近年復興した、春会式の御幸行列のことである。それが勝手権現と関連して語られているのも興味深い。なお、近年紹介された奈良・勝手神社所蔵の着甲男神像²⁾は両足を広げて倚坐しており、騎馬像の可能性も残されるように思われる。そうであれば、彫像としては勝手権現着甲騎馬像の最古例である可能性があるが、ここではその可能性を指摘するにとどめ、今後の検討課題としたい。神仏習合時代の山岳信仰において、勝手権現は重要な位置を占めたはずだ。今後も追求していきたい。

（吉川 聡・児島大輔／大阪市立美術館）

註

1) 鳥取県立博物館編『三徳山とその周辺（改訂版）』2005。

2) 東京国立博物館等編『国宝大神社展』2013、190頁。

追記 脱稿後、刀2口を見出し、1口の茎の差表に「奉寄進伯州三徳山/勝手大明神広賀作」、差裏に「天文十一年六月吉日」と刻銘があった。その詳しい紹介は他日を期したい。

※校訂註は「」または「」でくくった。

① A馬像頭部内墨書銘

奉彫刻馬一引

佛師 平安城

六条東洞院勅願寺

□明法印廿二代□

大進公定泉法眼作也

願主当山浄土院住侶

□真坊榮禪（二九）

右意趣者為現宮□

□折行如件

□永三癸年八月吉日

②(1) B神像後頭部内墨書銘

夏衆中ニ奉建立

「梵字バン」勝手大明神 者也

□天文十一年六月吉日

大佛師一条カラス丸之帥作

宿坊浄土院円宗坊慶秀

②(2) B馬像胎内墨書銘

右（年カ）ハ「コレ以前釈読不能」

秀快円修房 円宗坊 慶秀

各々夏衆中ニ

サイコウアル者也

大佛師一条之

帥作

クラアフミハ

因州勝見之大工又次良

ツ□ラツ、ミノニシキ□真坊 作也

栄禪御キシン也

勝手大明神

御馬一疋□

天文十一「以下釈読不能」

③鞍墨書銘「現在はB馬に載せる」
作者因州鳥取
知頭海道住
児嶋屋
庄八「花押」
寛保四甲天三月吉日

④美徳山諸堂社書上「慶応四年「拔萃第二函一」号
一、子守権現、弥陀・観音・地藏之三体、外ニ小
佛数多有之候得共、正しくハ三体を以て往古方
子守権現と唱へ候、
一、勝手権現は甲冑を着し、弓箭を携へ、白馬ニ
乗し、魔軍降伏之体に御座候、

⑤祭神記 「明治四十四年三月」「拔萃」
鳥取県東伯郡三徳村大字門前村字妙見
六百三十四番地 村社 平神社
沿革史
一、祭神
句々（通カ）馳命
非公任社勝手神社、祭神不詳、神体武装、馬乗ノ
高大凡五尺、最モ威儀アリ、合祀ノ神ハ桓公ナリ
ト、

「中略」
一、財産
勝手神ハ伝へ云フ、慶雲年中ノ創造ナリト、従来
三徳山権現又勝手権現ト称シ、三徳山ノ山上へ安
置ノ守護神ナリシヲ、維新ニ際シ弘山ト為サムカ
為メ、今ノ平神社境内ニ移（祭神不詳一神ト共ニ）
ス、現時モ三徳山三仏寺ニ於テハ往古ヨリ伝ハレ
ル神人ト云フ（祭事行列ノ役）者アリ、毎歳会式ノ
前斎戒沐浴（維新前ニハ神主神人ヲ一所ニ集メ祓
事ヲ為ス、之レヲ精進堅メト云フ）シテ不浄ヲ避
ケ、甲冑ヲ着シ以テ会式ニ臨ム、威儀厳重ニ祭事
ヲ執レリ、神人ハ其ノ家一旦血脈ノ断絶スルトキ
ハ再ヒ神人タルヲ得サル慣例ニシテ、今尚継続セ
リ、棟札ニ時天保十四年癸卯年八月二十有吉辰、
隣村阪本村国吉大明神（今ノ村社阪本神社）神体三
尊共依大破壊、今般奉新再興、故尊体美徳山奥院
へ奉納置畢、導師美徳山皆成院法印権大僧都良洞

・同山正善院法印権大僧都観鎮・同山輪光院権少
僧都観深・神主大阪加賀正・庄屋・組頭・小頭
（人名略ス）・仏師倉吉西尾文朝トアリ、サレバ祭
神不詳一神（古体見ルベシ）トアリシハ即チ桓公ナ
リトノ伝説アレバ、蓋シ三尊中ノ一神ニシテ維新
ノ際勝手ノ神ト同シク平神社境内地へ移セシモノ
ナリ、勝手ノ神ハ因州鳥取智頭街住児嶋屋庄八寛
保四年甲子天三月吉日（馬具へ記入）トアリシモ、
是亦彩色ノ記文ナリト、

神社明細帳訂正箇所
種類及名称 勝手神社
所在地 東伯郡三徳村大字門前村字妙見六
百三十四番地
現在建物間数 桁行五尺九寸五分・梁行四尺五分
鳥取県東伯郡三徳村大字門前村字妙見
六百三十四番地 無格社 勝手神社
一、由緒 不詳
一、祭神 不詳
一、来歴 証憑トシテハ左ノ如シ、
伯耆国河村郡砂原村八幡宮・三徳山権現両社之祠
官大阪中務丞吉次、恒例之神事参勤之時、可着風
折鳥帽子・狩衣者、神道裁許状如件、
正保三年丙申十月廿七日
神道管領長上卜部朝臣兼里
伯州河村郡三徳山権現・国吉大明神・住吉大明神

「中略」
東伯郡三徳村大字門前村字妙見鎮座
無格社 勝手神社
右勝手神社ハ元三徳山山上鎮座ノ神ナリシヲ、明
治維新ノ際平神社境内ニ移シタルモノニテ、今般
神社財産登録申請ニ方リ取調候処、明治拾四年貴
庁エ御居居候明細帳へ記載方ニ於テ其當時ノ祠掌
全ク書損ナリシヲ発見仕候ニ付、何卒別紙ニ抛リ
御訂正被成下度、此段奉願候也、
明治四拾参年四月
右社々掌
大阪秀夫

一、伝説、勝手ノ神ハ大山太郎幡重又重忠ニシテ、
其ノ合祭シアル一神ハ桓公ナリト、古態見ルベキ
モノアリ、維新ノ際、此ノ二神ヲ平神社境内地ニ
移スニ先タチ川合喜代丸氏ノ曰ク、其ノ証憑乃チ
裁許状ヲ手ニセバ、予カ崇拜シテ三徳山ニ抛リテ
興隆ナラシメンカ、否僻在ノ地ナレバ寧ロ止ムル
ノ勝レルニ如カスト、然ルニモ拘ラズ三徳山ハ神
山ニ帰スルノ説アルヨリ、僧侶皆去ルヨリ外ナキ
状ナリシヲ、信徒等招決シテ終ニ弘山ト為セリ、
然ルニ往古ヨリ神人ト云フ者アリ、毎歳会式ノ前
斎戒沐浴（維新前ニハ神主神人ヲ一所ニ集メ祓事
ヲ為ス、是ヲ精進堅メト云フ）シテ不浄ヲ避ケ、
甲冑ヲ着シ以テ会式ニ臨ム、威儀厳重ニ祭事ヲ執
レリ、神人ハ其ノ家一旦血統ノ断絶スル時ハ再ヒ
神人タルヲ得サル慣例ナリシテ、今尚継続セリ、
抑モ三徳山現時ノ縁起書ハ鳩谷謙治氏ノ作ナリシ
ト雖トモ、神人ノ因テ起レル所ナク、将タ亦伝説
ノ尺サ、ル所多キニ過キタリ、
關係、遠距離六町、戸数二十六ニテ維持ス、敬神
ニ厚ク軍神ト云フヲ以テ軍人殊ニ此ノ神ヲ祭レ
リ、時天保十四癸卯年八月二十有吉辰、隣村鼎村大
字坂本村国吉大明神（今ノ村社阪本神社）神体三尊
共依大破壊、今般奉新再興、故尊体美徳山奥院江
奉納置畢、導師美徳山皆成院法印権大僧都良洞・
同山正善院法印権大僧都観鎮・同山輪光院権少僧
都観深・神主大阪加賀正・庄屋・年寄・組頭、小
頭（人員略ス）・仏師倉吉西尾文朝トアリ、サレバ
一神不詳菅公トアリシハ此ノ三尊中ノ一神ニシ
テ、維新ノ際勝手ノ神ト同シク平神社境内地へ移
セシモノナランカ、

神道管領長上卜部朝臣兼里
伯州河村郡三徳山権現・国吉大明神・住吉大明神